

議員提出議案第12号

不適切な事務執行に関する問責決議

上記の議案を会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年9月18日

提出者 西東京市議会議員 稲垣 裕二

賛成者 西東京市議会議員 酒井 豪一郎 浜中 のりかた 遠藤 源太郎
小林 たつや 保谷 なおみ 中川 清志
山田 忠良

不適切な執行体制に対する問責決議

去る9月10日及び11日の予算特別委員会において、令和元年度下水道事業会計予算の当初予算審査時における説明書の誤りが明らかになったとともに、不適切な記載のある公文書を教育委員会が発出する等、この間、西東京市行政の責任者である丸山市長及び西東京市教育委員会の執行責任者である木村教育長の組織統制能力の怠慢が露呈した。

下水道事業に関しては、今年度から公営企業会計に移行した初めての予算であったところであるが、今回の誤りは、それが理由になるとは到底思えない。

この誤りは、企業会計がどうかではなく、極めて初歩的なものであり、議案提案者である市長の責任は、大変重いものとする。

また、教育委員会に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条では、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とされている。

教育委員会は、この報告書を議会に提出するにあたり、特定の議員に対しては、事前に説明を行ったとすることを明記した公文書をわざわざ作成し、これを議長に送付した。

特定の議員に限った情報供与であるかのごとく記載された公文書が議長に提出されたことに関しては、議員平等の原則はおろか、市長・教育委員会と市議会との信頼関係を大いに損なう結果になったと言える。

以上を踏まえ、一連の不手際に関し、この定例会において責任の所在を明確にし、はっきりとけじめを示すべきである。それぞれの執行機関の長である市長・教育長、そして事務執行の責任者である副市長の責任について、その対応を求める。

以上、決議する。

令和元年9月18日

西 東 京 市 議 会